

事務連絡
令和2年2月27日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者への
支援策について（情報提供）

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。そのため、今後、中小企業・小規模事業者の経営に支障が生じる可能性があります。

このような状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者支援に関する相談窓口の開設や日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付の要件緩和が行われておりますので情報提供させていただきます。

貴団体におかれましては、所属会員に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

<参考>

- 中小企業・小規模事業者支援に関する相談窓口の開設

<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200129007/20200129007-1.pdf>

- 日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付の要件緩和

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214012/20200214012.html>

(全国相談窓口一覧)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214012/20200214012-1.pdf>

【問合せ先】

国土交通省住宅局住宅生産課 松井、埴
TEL : 03-5253-8510